生 食 発 0 3 3 0 第 1 5 号 平 成 2 8 年 3 月 3 0 日

各 { 都道府県知事 保健所設置市長 } 殿 特 別 区 長

> 厚生労働省医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全部長 (公 印 省 略)

安全性未審査の組換え DNA 技術応用食品の検査方法の一部改正について

安全性未審査の組換え DNA 技術応用食品の検査方法については、平成 24 年 11 月 16 日付け食安発 1116 第 3 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知により通知しているところである。

今般、国立医薬品食品衛生研究所における検討を踏まえ、当該通知の別添「安全性未審査の組換え DNA 技術応用食品の検査方法」について、「コンテナにおける検体採取」及び「遺伝子組換えバレイショ(E12、F10、J3)の検査方法」を新たに定め、別添のとおり改正することとしたので、検査に当たっては本検査方法により実施されたい。